

児童・生徒・保護者の皆様へ

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための 第三者相談窓口

東京都教育委員会では、教職員等による児童・生徒への性暴力等※を早期に発見するため、弁護士を相談員として、相談や通報を受け付ける第三者相談窓口を設置しています。

※「性暴力等」とは刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫の有無を問いません。

性暴力ってどんなこと？

必要がないのに
身体に触られる…

SNS でいやらしい
メッセージや画像を
送信される…

着替えているところ
をのぞかれる…

性的なからかいや
冗談を言われる…

身体をしつこく
ながめられる…

デートに
誘われる…



■連絡先及び受付時間

○電話による相談受付

連絡先	受付時間
03-6411-6915	月、火、木曜日：午後3時から6時まで 土曜日：午前9時から正午まで ※各曜日の当番弁護士は東京都教育委員会 HPを御確認ください。 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html



○メールによる相談受付（随時受付）

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp